

IV 幼稚部

幼稚園における教育の基本及び目標

解説総則編

P36～P56

【幼稚園における教育の基本】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園における教育は、学校教育法第72条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。

【留意すべき3事項】

- ① 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- ② 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- ③ 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

【幼稚園における教育の目標】

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること

解説総則編 P54～55

幼稚園における教育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

解説総則編

P57～P69

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、幼稚園における教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
 - (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 - (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 - (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

各学校が幼児の障がいの状態や特性及び発達の種類等や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって育むものであることに留意が必要です。

○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1) 健康な心と体

幼稚園における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。

また、学校内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。

また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえりながら関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を動かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

教育課程の役割と編成等

解説総則編

P70～P86

【教育課程の役割】

- 法令等の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の障がいの状態や特性及び発達 の程度等並びに学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園における教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとする。

法令等とは

- 教育基本法第 10 条
- 学校教育法第 77 条
- 学校教育法施行規則第 129 条
- 幼稚園教育要領

【教育目標と教育課程の編成】

幼稚園における教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

【教育課程の編成上の基本事項】

- 生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。
- 特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入学から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮すること。

○教育課程に係る教育週数は、39 週を標準

○1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準

幼児の障がいの状態や特性及び発達の程度等や季節などに適切に配慮することが必要です。

指導計画の作成と評価

解説総則編

P87～P108

【指導計画の考え方】

幼稚園における教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

学校においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの学校の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

その際、一人一人の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成するとともに、個別の指導計画に基づいて行われた活動の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

○指導計画の作成上の基本的事項 【解説総則編P90～P95】

- (1) 発達を理解
- (2) 具体的なねらいや内容の設定
- (3) 環境の構成
- (4) 活動の展開と教師の援助
- (5) 評価を生かした指導計画の改善

○指導計画の作成上の留意事項 【解説総則編P95～P106】

- (1) 長期の指導計画と短期の指導計画
- (2) 体験の多様性と関連性
- (3) 言語活動の充実
- (4) 見通しや振り返りの工夫
- (5) 行事の指導
- (6) 情報機器の活用
- (7) 教師の役割
- (8) 学校全体の教師による協力体制

○幼児理解に基づいた評価の実施 【解説総則編P106～P108】

- (1) 評価の実施
- (2) 評価の妥当性や信頼性の確保

留意事項等

解説総則編

P109~P130

【特に留意する事項】《解説総則編 P109~P120》

- 1 幼児の指導に当たっては、その障害の状態や特性及び発達 の程度等に応じて具体的な指導内容の設定を工夫すること。
- 2 複数の種類の障害を併せ有するなどの幼児の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、全人的な発達を促すようにすること。
- 3 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し、活用すること。
- 4 幼児の障害の状態や特性及び発達 の程度等に応じた適切な指導を行うため、次の事項に留意すること。

障がい種別ごとに留意する事項

- (視) 早期からの教育相談との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握できるように配慮することで、安心して活発な活動が展開できるようにすること。また、身の回りの具体的な事物・事象及び動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。
- (聴) 早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。
- (知) 幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への主体的な意欲を高めて、発達を促すようにすること。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。
- (肢) 幼児の姿勢保持や上下肢の動き等に応じ、進んで身体を動かそうとしたり、活動に参加しようとしたりする態度や習慣を身に付け、集団への参加ができるようにすること。また、体験的な活動を通して、基礎的な概念の形成を図るようにすること。
- (病) 幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすること。

- 5 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

【学校運営上の留意事項《解説総則編 P121～P128》】

- 1 教育課程の改善と学校評価等
- 2 家庭や地域社会との連続性
- 3 学校医等との連携
- 4 学校間の交流や交流及び共同学習
- 5 特別支援教育のセンター的機能

○ 交流及び共同学習について

幼稚部の幼児が障がいのない幼児や地域の人々と活動を共にすることは、障がいの有無にかかわらず、全ての幼児にとって意義のある活動であり、学校や地域の特性を考慮して、今後一層の充実を図ることが大切。

○ 特別支援教育のセンター的機能について

特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて、乳幼児やその保護者に対して行ってきた早期からの教育相談等のセンターとしての役割に加え、地域の幼稚園や保育所等の要請に応じ、障がいのある幼児や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと、その際学校として組織的に取り組むこと、他の特別支援学校や幼稚園等と連携を図ることが示されました。

なお、特別支援学校の機能としては、次のようなものがあります。

特別支援教育に関するセンター的機能（H17.12 中央教育審議会答申）

- ①幼稚園等の教師への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障がいのある乳幼児への指導・支援機能
- ④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤幼稚園等の教師に対する研修協力機能
- ⑥障がいのある乳幼児への施設・設備等の提供機能

《解説総則編》

→（幼）P125～
（小・中）P299～

→ 文部科学省「交流
及び共同学習ガイド」
（平成31年3月）

→（幼）P126～
（小・中）P302～

【教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行う上での配慮点《解説総則編 P129～P130》】

学校や幼児の実態、保護者との連携など、事前の準備を整えつつ、活動の評価等も随時実施しながら、計画的に行うことが必要

【配慮する点】

- ①幼児の心身の負担が少なく、無理なく過ごせるよう工夫すること
- ②教育課程に係る教育時間中における活動を考慮して教育課程に係る教育時間終了後等の教育活動を工夫すること
- ③保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ること

ねらい及び内容等

解説総則編

P131～P157

ねらいは、幼稚園における教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。

各領域は、これらを幼児の発達の側面から、

- ・心身の健康に関する領域 「健康」
- ・人との関わりに関する領域 「人間関係」
- ・身近な環境との関わりに関する領域 「環境」
- ・言葉の獲得に関する領域 「言葉」
- ・感性と表現に関する領域 「表現」
- ・幼児の障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域 「自立活動」

としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものである。

内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、個々の幼児の障がいの状態や特性及び発達の程度等に応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。

【健康、人間関係、環境、言葉及び表現】

健康、人間関係、環境、言葉及び表現のそれぞれのねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すねらい、内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障がいの状態や特性及び発達の程度等に十分配慮するものとする。